

令和3年2月3日

市政記者各位

農林水産局

緊急事態宣言の延長を受けた農・漁業者に対する支援について

令和3年2月2日に発表された緊急事態宣言の延長を受けた、農・漁業者に対する支援として、以下の内容について2月議会に上程することとしましたので、お知らせいたします。

1. 漁業者緊急支援事業

(1) 事業概要

飲食店の休業や時短営業による魚価の低迷などの影響を受けた市内漁業者に対して、漁業活動に必要な経費の一部を助成する。

(2) 支援対象者

市内漁業従事者 約500人

(3) 支援方法

令和2年度の漁船保険に係る保険料に相当する額の2分の1を助成。

(4) 実施時期

令和3年3月

2. 花き農家緊急支援事業

(1) 事業概要

外出自粛や小売店の休業等により影響を受けた市内花き農家に対する支援を行う。

(2) 支援対象者

市内花き農家 約60戸

(3) 支援方法

福岡市内(小学校、中学校、特別支援学校)の今春卒業予定の学年のクラス(約860クラス)にお祝いとして、市内産花きを贈る。

(4) 実施時期

令和3年2～3月上旬

【問い合わせ先】

1. 漁業者緊急支援事業に関すること

農林水産局水産振興課 岡 電話092-711-4363(内線2671)

2. 花き農家緊急支援に関すること

農林水産局農業振興課 吉村 電話092-711-4851(内線2630)